

令和6年度第5回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月27日(火)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	欠	番	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	11番	中村	隆一
6番	野谷	茂	12番	橘川	均

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	新田	彩音

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

9番	鈴木	透	10番	井上	昌之
----	----	---	-----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議案

第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

おはようございます。天気はあまりよくないですが、この後に農地パトロールが控えていますので、早速始めたいと思います。

それでは令和6年度、第5回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第2回総会の議事録署名委員につきましては、9番鈴木委員、10番井上委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることで許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での、第4条による転用を2件、第5条による転用を3件受理しております。

はじめに、第4条の転用について、No. 1の土地の場所は、関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは町立体育館の北側の位置にある土地で、物置として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については、7月30日付で発行しております。

続いてNo. 2について、土地の場所は、関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは、川匂橋の東側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については、8月6日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

先ほどご説明しました市街化区域内の農地の転用のうち、今度は農地の権利移動を伴う転用である第5条の転用について、No. 1の土地の場所は、関係資料位置図の地図3をご覧ください。

こちらは吾妻下橋の北側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については、8月1日付で発行しております。

続いてNo. 2について、土地の場所は、関係資料位置図の地図4をご覧ください。

こちらは軒吉橋の西側の位置にある土地で、資材置場として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については、8月6日付で発行しております。

続いてNo. 3について、土地の場所は、関係資料位置図の地図5をご覧ください。

こちらは町立体育館の北側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については、8月14日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様の了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第8号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

中里地区の報告について、水島委員、よろしくをお願いします。

【委員】

8月9日に借受予定者立ち合いのもと、中里地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、中里の西坂に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は1,533㎡です。

対象農地では主に露地野菜を栽培しており、借受予定者が町内で耕作する農地は、いずれも適切に耕作され、今後も効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われ

ます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第8号について、補足説明いたします。

No. 1及びNo. 2については、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した使用

貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第8号関係資料をご覧ください。

No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを12ページと13ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時45分閉会